親子交流（面会交流）支援団体利用の流れ

（①～⑦の各段階での注意事項は「親子交流支援団体利用の手引き」を参照してください。）

①子との交流についての当事者間の合意

以下のような点について、あらかじめ当事者間で合意しておいてください。
- 親子交流支援団体を使うこと
- 方法（直接会う、オンライン等）
- 場所（親子交流支援団体内か、その他か）
- 交流時間の長さ

その他詳細は、利用する支援団体と相談する必要があります。

②親子交流支援団体の選択

どの支援団体を利用するかについて、調整が難しい場合は、外務省に御相談ください。

③外務省に対し、「親子交流支援団体の支援申込書」を提出

④親子交流支援団体への利用申込み

当事者から親子交流支援団体に、メールか電話で直接連絡をしてください。

⑤親子交流支援団体との受理面接

必ず受理面接を受けてください。

当事者間で合意した内容について、支援団体が対応できない場合もあります。支援の内容について確認をしてください。

当事者双方が支援団体に支援申込みの連絡をしたあと、外務省による経済的な支援を開始します。

外務省は、受理面接および子との交流の費用（当事者が支援団体に支払うべき費用のみ、回数に上限あり）を負担します。

⑥1回目の子との交流

⑦外務省負担による子との交流の最終回

外務省による費用負担は終了です。継続して親子交流支援団体での支援を希望される方は、御自身で費用負担の上、御利用ください。